

# 旧愛知郡役所保存活用の是非を問う 住民投票条例の制定について

## 町長意見

### 住民投票条例案に関する疑問点、問題点。

1 条例案第1条目的に「町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすることにより」とあるが、保存活用問題については旧愛知川町時代から検討がされてきており、平成13年の町指定文化財の候補物件としての調査の結果「郡制廃止直前の郡役所建物として全国的でも希少な建築物」と評価され、まちづくり協議会からの提言、平成15年所有者であるJA東びわこの建物賃貸借契約の締結、合併後百人委員会からの保存活用についての提言、町議会においても議員全員協議会で17回、本議会で13回にわたり協議や報告或いは質問答弁など保存活用という方向で議論を進めてきた。

2 第10条には「町長は、必要な情報の提供に努めなければならない」とされているが、表現が抽象的で具体的に内容が示されていない。今日まで議会だよりや町のホームページ、また、町広報紙「あいしよ」においても情報提供をしている。

3 第14条に「町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない」とされているが、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がない。

4 保存活用の必要性であるが、平成25年4月県立高校の再編問題に絡み愛知高校に愛知高等養護学校が併設された。町としても高等養護学校の生徒の自立に向けての支援施設として活用すること、まちづくりの拠点施設、愛荘町のシンボルとも云うべき施設にしたいと考えている。

平成27年第2回臨時会が2月16日から3月2日まで開催されました。  
主な議題は、「議案第2号・平成26年度一般会計補正予算」「議案第3号・旧愛知郡役所保存活用の是非を問う住民投票条例の制定について」及び「議長、副議長の辞職に伴う後任の議長、副議長選挙」等でありました。  
ここでは、議案第3号について報告します。

平成27年2月9日、町長に対して住民から直接請求があり、これを受けて議会に提案されたもので、臨時議会第1日目（2月16日）に町長から提案説明に併せて意見が述べられた。第2日目（2月19日）請求人（代表 村田 定氏）の意見陳述が行われ、質疑の後、2議員から反対討論、1議員から賛成討議があり、採決の結果「賛成3、反対10」で否決された。（議員別賛否は7ページ）

### <旧愛知郡役所保存活用の是非を問う住民投票条例> (抜粋)

- 第1条（目的）この条例は、旧愛知郡役所を保存活用することの是非を問うことについて、町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすることにより、将来の住民の福祉向上に資することを目的とする。
- 第2条（住民投票）前条の目的を達成するために、旧愛知郡役所の保存活用をすることに対する賛否について、町民による投票（以下「自由投票」という。）を行なう。
- 2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。
- 第3条（住民投票の執行）住民投票は、町長が執行するものとする。
- 2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第180条の2の規定に基づき、住民投票の管理および執行に関する事務を愛荘町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に委任するものとする。
- 第10条（情報の提供）町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、旧愛知郡役所の保存活用について、町民が意思を明確にするのに必要な情報の提供に努めなければならない。
- 第14条（投票結果の尊重）町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

## 賛成討論

河村 善一 議員

- 1 合併当初からの課題であり、大変重要なものである。
- 2 当初、保存を求める署名が集められ、その後反対の署名が集められている。こういう中で住民投票条例が提出された。この機会に住民に問うべきである。その結果、賛成が多ければ早急に進めるべきであり、反対が多ければ即刻撤退すべきと考える。
- 3 議会と住民の理解がなければ、この事業を進めることはできない。費用は町民と次の世代の若者が負担することになる。

## 反対討論

森 隆一 議員

- 1 旧愛知郡役所の歴史的、建築学的価値については、多くの専門家が認めており、かつての愛知郡の中心的なシンボルに新しい命を与え愛荘町のまちづくりを生かしていくのは大変結構なことである。また、国の交付金などを有効に活用するなど町財政への配慮もされている。
- 2 愛知高等養護学校の生徒が自立を目指す学習の一環として、地域とのふれ愛、コミュニケーションが図れる場として、人権尊重を唱える愛荘町に適している。
- 3 住民投票には経費や時間がかかり、安易に実施すべきものではない。

## 反対討論

西澤 桂一 議員

- 1 請求人が、町の財政を懸念し旧近江銀行を活用した街道交流館、旧愛知郡役所を活用したふれあい交流館などを具体的に指摘しながら、旧愛知郡役所だけを住民投票するというのは理解できない。
- 2 旧愛知郡役所については、合併前の旧愛知川町時代から検討されており、今までのいろいろな工事や屋根補修などが行われ、合併後も保存活用の方で取組みが進められてきている。昨年6月定例会でも旧愛知郡役所調査保存事業費として補正予算が承認された所である。行政や議員の政策・主張に一貫性がなくなれば住民は何を信用してよいかわからなくなる。
- 3 大正期に建築され県下で唯一残された建造物価値に固守して単純に建物を残すのではなく、これを再生して愛荘町の活性化のための観光資源として生かす。再生

されれば、東の旧秦荘地区には金剛輪寺という大きな観光スポットに対し、西の旧愛知川地区の観光拠点になるものである。また、先の県立高校再編問題で県立愛知高校に愛知高等養護学校が併設された。高校と旧郡役所は隣接しており、高専の校舎の接合部、高等養護学校生徒の就業支援の場として活用できる。

来ず、一般的には「投票率が50%をきる場合は開票しない」とか、「賛否の票数の多いほうが、有資格者総数の3分の1以上あること」などの規定が必要である。

6 第14条に「町長は、住民投票の結果を尊重しなくてはならない」とされているが、あまりにも漠然としておりどのようにも解釈できて町政の混乱を招くことになる。

- 4 特定の目的に対して行う住民投票条例では、情報提供と投票成立要件が大きな課題である。住民投票の目的は「町民の総意を把握すること」であり、「町民にしっかりと理解されていること」が前提になる。今回の有効署名総数の殆どは旧愛知川地区の人達で、旧秦荘地区の人は僅かと推察される。旧秦荘地区の人々にとっては適正な判断が出来ない状態での投票となり、これでは住民投票の目的は達成できない。
- 5 この条例には「投票の成立要件がない」。少なくとも有権者総数の過半数の意思表示がなければ町民の総意として結果を計ることが出



旧愛知郡役所庁舎